

ピラティスステーションライト利用規約(本則)

2024 年 5 月 10 日改定

2025 年 11 月 21 日改定

2026 年 8 月 27 日改定

始めに

本スタジオを利用される方は「ピラティスステーションライト利用規約」を読み、内容について同意する必要があり、利用されている方は同意したものとします。

第1章 総則

第 1 条(名称・定義)

ピラティスステーションライト(以下本スタジオという)と称します。

ピラティスステーションライト利用規約(以下本則という)に同意し、所定の手続きにより登録された方を「ライトメンバー」といいます。

第 2 条(レッスン)

1. 本スタジオのインストラクター(以下「施設スタッフ」という)が提供するサービスを「レッスン」といいます。
2. レッスンには複数の種類や提供方法があります。
3. レッスンは健康維持・増進・心身の育成を目的としていますが、その効果は個人差があり、成果を保証するものではありません。
4. レッスンには体調不良・怪我のリスクが伴います。
5. レッスン内容および時間配分は、ライトメンバーの目的や状況に応じ施設スタッフが判断します。
6. レッスン中に気分が悪くなったり違和感を覚えた場合は、直ちに施設スタッフに報告してください。
7. レッスン中、安全のため施設スタッフが身体に触れ補助を行う場合があります。
8. グループレッスン等では共通のエリアや器具を使用します。

第 3 条(目的)

本スタジオは、ピラティストレーニングを通じライトメンバーの健康増進、健康維持、心身の育成および、ピラティストレーニングの普及を目的とします。

第 4 条(運営)

本スタジオは、株式会社 WATT(以下「会社」)が運営、管理を行います。

第2章 ライトメンバー

第 5 条(ライトメンバーとしての資格)

次の各号に該当する方はライトメンバーとなることができます。

1. 本規約および細則の内容を理解し、遵守できる方。
2. 必要な個人情報を正確に提示できる方
3. 施設スタッフの指示に従いレッスンを受けられる方
4. ライトメンバーの資格は本人に限られ、譲渡・相続できません。

第 6 条(利用資格)

1. ライトメンバーの本スタジオ利用資格は、次の項目すべてを満たすこととします。尚、本スタジオはその自由な裁量により本スタジオの利用を承認またはお断りすることができ、その理由を示す必要はないものとします。
 - (1) 18 歳(法律で定められた成年)以上の方。
 - (2) 未成年の場合、中学 1 年生以上・身長140cm以上で、保護者の同意と連署がある方。
 - (3) 医師から運動を禁じられておらず、レッスンに支障がない方(持病や通院中の方は必要に応じて診断書を提出頂きます)。
 - (4) 本スタジオが求める社会的信用と品位を有する方。
 - (5) 暴力団関係者でない方。
 - (6) 薬物常用でない方。
 - (7) 刺青・タトゥー等については、本スタジオの基準に従える方
 - (8) 過去に本規約に違反した事実がない方
2. 利用者は、本スタジオに対し、現在のみならず将来に渡って、自らが以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力(以下、反社会的勢力等という)に該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む)
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者
 - (5) その他前各号に準ずるもの
3. ライトメンバーは、本スタジオに対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ各目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後行う予定がないことを保証します。
4. ライトメンバーは、本スタジオに対し、反社会的勢力等との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。
5. ライトメンバーは、本スタジオに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引、サービス提供に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本スタジオの信用を毀損し、または本スタジオの業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第 7 条(未成年者の取扱い)

- 1. 未成年のライトメンバーについては、親権者が規約上の責任を連帯して負います。
- 2. 成年被後見人、被保佐人、被補助人にも準用します。

第 8 条(利用手続)

- 1. 所定の方法により利用申込を行い、審査により承認された場合にライトメンバーとなります。
- 2. 審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。また、利用手続きは重複できません。
- 3. 本スタジオから本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本スタジオは、ライトメンバーがその求めに応じない場合、当該施設の利用を禁止する事ができます。この場合であってもライトメンバーは料金の払い戻し、返還の請求はできません。
- 4. 利用時は、店舗に掲示された QR コード等によりチェックインを行ってください。

第 3 章 回数券(WATT)

第 9 条(回数券について)

本スタジオの回数券は WATT(ワット)と表記及び呼称し、1 枚を 1WATT(1 ワット)と表記及び呼称します。

- 1. 本スタジオのレッスンを受講するには回数券「WATT(ワット)」を事前に購入する必要があります。
- 2. レッスンごとに定められた WATT 数を消費して受講します。
- 3. 必要 WATT 数や単価は、運営上の必要に応じ変更する場合があります。
- 4. 改訂は原則 1 ヶ月前までに告知します。告知方法については本スタジオの裁量となります。
- 5. ライトメンバー以外への WATT の譲渡、利用は出来ません。
- 6. WATT の相続はできません。
- 7. 一度購入した WATT の返金は出来ません。
- 8. 有効期限は購入数に応じて定められており、原則として期限を超えた WATT の使用また延長は出来ません。(本スタジオが例外として認めた期間・イベントは除く)

第 10 条(学生)

学生割引の対象は以下を満たす方とします。

- 1. 第 6 条に定める条件を満たす方。
- 2. 高校卒業までの学生で、在学中の学生証を提示できる方。

第 11 条(返金)

- 1.回数券は理由のいかんを問わず返金不可とします。
- 2.購入した回数券を物品や別のサービスに転化・交換することもできません。

第 12 条(予約)

1. 予約は指定の予約サイトから行います。
2. 予約ルールは細則 1「予約のルール」に従います。
3. 予約枠の開閉は本スタジオの判断により行います。
4. 変更・キャンセルは必ず本スタジオへ連絡してください。
5. 指名・先行予約等は細則 1 に基づきます。

第 13 条(キャンセルポリシー)

1. キャンセルポリシーは細則 1 に従います。

第 14 条(非メンバーの利用)

本スタジオは特に必要と認めた場合は、ライトメンバー以外の施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用された方にもすべての利用規約が適用されます。

第 15 条(規約遵守)

ライトメンバーは、本則・細則その他本スタジオの規則を遵守し、施設スタッフの指示に従ってください。

第 4 章 禁止事項・その他

第 16 条(禁止事項)

以下の行為を禁止します。

- 他の利用者・スタッフ・本スタジオ・会社への誹謗中傷行為
- 暴力行為。
- 威嚇行為、大声、迷惑行為。
- 器物損壊、危険行為
- 器具、備品等を持ち出す行為。
- つきまとい、過度な接触・声掛け行為
- 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- 危険物の持ち込み。
- 物品販売、営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- 高額品の持ち込み。
- スタジオの秩序を乱す行為。
- 飲酒・喫煙
- その他本スタジオが不適切と判断する行為。

第 17 条(カスタマーハラスメント等)

本スタジオは、スタッフその他関係者の人格・安全・就業環境を守るため、正当な申し出・苦情の範囲を超え、社会通念上相当な範囲を逸脱する要求、暴言、威嚇、脅迫、誹謗中傷、長時間の拘束、執拗な要求その他スタッフ等に精神的・身体的負担を与える行為を禁止します。

当該行為が認められた場合、本スタジオは、注意、警告、対応者の変更、利用停止、契約解除その他必要な措置を講じることができます。

第 18 条(損害賠償)

1. 盗難、紛失は原則として自己責任とし会社は責任を負いません。但し、明らかに会社の責めに帰すべき事由があった場合は 10 万円を上限に補償します。
2. ライトメンバー自身の責による損害について会社は責任を負いません。
3. ライトメンバーが本スタジオの施設利用に際して、ライトメンバーの責に帰すべき事由により会社または他の方に損害を与えた場合、ライトメンバーは速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

法人利用者の場合は登録法人が一切の責を負うものとします。

4. 本スタジオの利用に際して発生した怪我・病気・事故等(死亡等重大事故は除く)については利用者各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。但し、明らかに会社の責に帰すべき事由があった場合は 10 万円を上限として賠償します。

第 19 条(忘れ物・放置物)

忘れ物・放置物については原則 1 か月保管した後に処分させていただきます。

第 20 条(規約・規則の改定)

会社は、必要と認めた場合、本規則・細則・利用規約・その他本スタジオの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。尚、改定を実施するときは、会社は 1 か月前までに、当社ウェブサイトにて告知することとし、改定後は全利用者に適用されるものとします。

第 21 条(閉鎖及び解散)

会社は、必要と認めた場合、本スタジオを閉鎖及び解散することができます。

第 22 条(告知方法)

本会則における告知方法は、ホームページによるものとし、本スタジオが必要と判断した場合は LINE 等の方法でも告知するものとします。

第 23 条(休業)

定休日の設定や設備整備・研修等により臨時休業を行う場合があります。

第 24 条(変更事項の届出)

1. 住所、連絡先及びその他入会申込み事項に変更があった場合は、速やかに本スタジオに届けてください。
2. 通知は届け出の最新情報に基づき行い、以後の責任は負いません。

第 25 条(健康管理)

ライトメンバーは、各自の責任において健康管理を行うものとします。

第 26 条(利用制限・禁止・契約解除)

1. 本スタジオは、ライトメンバーが次の各号のいずれかに該当する場合、そのライトメンバーに対して本スタジオの利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。
 - (1) 利用資格を充足しないことが判別したとき。
 - (2) 規約(本則・細則を含める)に違反したとき。
 - (3) 支払方法の設定が確認できないとき(ライトメンバーが支払方法を設定した後に、ライトメンバーの責めにより、その支払い方法または手段が利用できなくなったときも同様とします。)
 - (4) 破産または民事再生の申立てがあったとき。または任意整理の申立てがあったとき。
 - (5) 登録日から 1 年以上利用期間がないとき。
 - (6) 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明したとき。
 - (7) 妊娠していることが判明したとき。
 - (8) 法令に違反したとき。
 - (9) 複数回連続で予約をキャンセルしたとき。
 - (10) 正当な理由がなく故意に予約をキャンセルしていると本スタジオが判断したとき。
 - (11) その他、本スタジオがライトメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。
2. 前項に基づき本スタジオが本会則に基づく契約を解除したことによってライトメンバーに損害が生じた場合であっても、本スタジオはその損害を賠償する責を負わないものとします。